

本庁舎（行政棟）オフィス環境整備等支援業務 企画提案公募要領

沖縄県では、以下の業務を実施します。受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

1 業務名

本庁舎（行政棟）オフィス環境整備等支援業務

2 目的

本庁舎（行政棟）（以下「本庁舎」という。）は、平成2年の竣工から35年が経過し、設備等が老朽化していることから、施設の長寿命化、省エネ化を図るとともに、社会環境の変化を踏まえ、誰でも利用しやすい多様性に対応した庁舎づくり、職員の働くオフィス環境*1の改善を図るため、令和7年度より本格的に大規模改修工事に着手する予定である。

本業務では、本庁舎に所在する各部局等の意向やニーズ、オフィスコンセプトを踏まえた執務室の実施レイアウトの作成、什器の仕様・リスト等の作成、発注・調達等に関する業務支援、工事期間中の執務室の移転・引越計画、スケジュール策定に関する支援など、本庁舎改修工事とオフィス環境整備を適切に整合させ、円滑に進めるために必要な支援業務を、広く企画提案を募集するものである。

3 業務委託の期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

4 企画提案額（積算額）の上限

12,595,000円（消費税及び地方消費税含む）

※当該提案額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

5 業務委託の概要 ※詳細は別添「企画提案仕様書」参照

- (1) 改修後のオフィスの実施レイアウト作成業務
- (2) 什器の仕様、発注・調達等に関する業務支援
- (3) 執務室の移転・引越計画、スケジュール策定等に関する支援
- (4) 会議室の一元管理に向けた運用方法の検討
- (5) その他オフィス環境整備に必要な業務支援

6 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4 第1項の規定に該当しない者であること。

＜地方自治法施行令＞

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 沖縄県内に本店または支店・営業所等を有すること。
- (4) 本業務を円滑に実施できる人員体制を有する者であり、本業務を実施・運営する正副2名以上の担当者を配置できること。
- (5) 本業務の趣旨に沿った業務内容を企画し、運営する能力を有すること。
- (6) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など、業務実施にあたっての直轄的かつ根幹的な業務を受託者（共同企業体であれば代表者）自らが履行可能であること。
- (7) オフィス環境整備に関する専門的知見を有し、別添企画提案仕様書に基づく業務内容を的確に遂行するに足りる能力、組織、人員等を有し、効果的、かつ、円滑な実行体制を整理できること。
- (8) オフィス環境整備に関する同種・同規模の類似する業務を、直近5年間に於いて受託した実績（契約締結者及び共同企業体の構成員としての実績を含むが、外注・下請など再委託の実績は含まない）があり、「7 応募の手続（スケジュール）」に記載する「参加表明書[様式2]」の提出により、当該実績が確認できること。
- (9) 提案する業務に応じた各種関係法令に基づく許可、必要な資格者を有する法人であること。
- (10) 社会保険の適用を受ける事業者・事務所である場合は、当該保険に加入していること。
- (11) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
- ① 共同企業体を代表する事業者（以下「代表者」という。）が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体を構成するすべての事業者（以下「構成員」という。）が、上記応募資格(1)及び(2)の要件を満たすものであること。
 - ③ 代表者は、上記応募資格(1)から(6)までのすべての要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体全体で上記応募資格(7)から(9)の要件を満たす者であること。
 - ⑤ 構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - ⑥ 代表者は、業務目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各業務の推進及び成果の達成を図ること。
- (12) 1 提案者(共同企業体で業務を実施する場合は1 共同企業体)につき、提案は1 件であること（1 者で複数の共同企業体に参画することはできない）。

7 応募の手続（スケジュール）

質問受付期間	受付期限：令和7年5月16日（金）正午まで 提出方法：質問書[様式1]を記入の上、E-mailにより送信 提出先：E-mail：aa008001[@]pref.okinawa.lg.jp [@]を@に置き換えてください（以下同じ） 回答方法：県HP（企画提案公募と同ページ）にて掲載します。 回答期限：質問票受信日の翌日から2営業日を目途に回答します。ただし、多数の質問が寄せられた場合など、回答に時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。 留意事項：公平性の観点から、電話による質問は受け付けられません。 本業務と関係のない質問等については質問を受け付けられません。
参加表明書提出	提出期限：令和7年5月16日（金）正午まで ※時間厳守 提出方法：参加表明書[様式2]及び必要書類をE-mailにより送信 提出先：E-mail：aa008001[@]pref.okinawa.lg.jp 留意事項：企画提案書を提出する場合は、原則として、参加表明書の提出が必要となります。
企画提案書提出	提出期限：令和7年5月23日（金）正午（必着） ※時間厳守 提出先：沖縄県総務部 管財課 平賀、荻堂 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁5階 TEL：098-866-2106 E-mail：aa008001[@]pref.okinawa.lg.jp 提出方法（紙媒体及びデータ） （1）紙媒体：持参又は郵送（簡易書留：提出期限必着） （2）データ：提出資料一式を1つのPDFデータに統合し、E-mailにより提出 留意事項：<u>参加表明書の提出がない場合は、原則、企画提案書の提出は不可としますので、予めご留意ください。</u>
審査委員会 プレゼンテーション による審査)	日時：令和7年5月29日（木）午後（予定） 場所：沖縄県庁内会議室 <u>※日時や場所等の詳細については、対象者に追ってご連絡いたします。</u> （審査委員会までの手続） ・提出のあった企画提案書を確認の上、応募資格審査（書面）を行います。 ・応募資格審査の通過者に対し、プレゼンテーションによる審査を実施します。ただし、<u>応募者多数の場合は書面による一次選考を行い、一次選考通過者に対してのみプレゼンテーションによる審査を実施します。</u> ・プレゼンテーションは1応募者から4名までの参加とします。 ・説明時間15分程度、質疑15分程度を想定しています。 ・プレゼンテーションは提出済の提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とします。

8 提出書類及び必要部数等

下記[様式 2 ～ 7]、その他資料を一連にして片面印刷で 8 セットを作成し提出すること。

※お手数ですが、参加表明書[様式 2]提出時に送付した関係書類も含めて一式ご提出ください。

- (1) 企画提案応募申請書[様式 3] ※様式 2 は原本 1 部のみ押印
- (2) 会社概要表[様式 4] ※パンフレット等、既存の資料があればそれも添付すること
- (3) 実績書[様式 5]
- (4) 企画提案書[様式 6] ※提案内容は任意様式（提案書は 50 ページ以内とする）

提案書の作成にあたっては、これまでの類似業務における実績、成果などを画像やテンプレートなどを用いて、企画提案仕様書の内容に沿って、最も効果的と考える手法をご提案ください。

- (5) 年間スケジュール[様式 7]

- (6) 実施体制図[様式 8]

- (7) 積算書[様式 9] ※積算内訳は任意様式

①上記「5 業務委託の概要」及別添「企画提案仕様書」における「7 業務委託の概要」の項目ごとに必要な経費（内訳）を算出すること。

②積算にあたっては、以下の費目に分類した上で、内訳と単価、数量・人数等を記載すること。

- ア 直接人件費
- イ 直接経費
- ウ 再委託費（請負及び準委任契約を問わず、第三者へ業務を委託する経費）
- エ 消費税及び地方消費税：10%

※上記費目のほか、「一般管理費」を計上する必要がある場合は、「（ア＋イーウ）×10%」を上限とすること。ただし、これによりがたい場合は、国、他の自治体との契約事例、業界団体の定める基準等の根拠を提示の上、積算すること。

- (8) 納税証明書（写しでも可）

○県税：県税税目について滞納がないか旨の証明書

○国税：主たる事業所等の所在地を管轄する税務署が発行する納税証明書「その 3 の 3」

- (9) 直近 2 業務年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又は、これに類する書類

※ 共同企業体で申請する場合は、共同企業体を構成する企業ごとに[様式 4]、(8)納税証明書を提出するとともに、共同企業体協定書を提出すること。

9 受注者の選定

- (1) 選定の方法

①沖縄県総務部内に設置する企画提案審査委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。

②応募者多数の場合には、書面による一次選定を行い、一次選定通過者のみ審査委員会に参加することができる。

③候補者の選定は、提出された書類による書面審査（応募資格審査、応募者多数の場合には一次選考）、プレゼンテーションによる審査により行うものとする。なお、プレゼンテーショ

ンについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。

- ④審査委員会は非公開で行い、審査経過・内容等に関する問い合わせには応じない。
- ⑤審査委員会により選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。
- ⑥一定水準を満たした提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

(2) 主な審査ポイント評価項目

①業務に関する専門的知見

- ・社会環境の変化に伴うオフィス環境、新しい働き方について、国、地方自治体、民間企業を含めた現状や課題等を十分に認識しているか。
- ・オフィス環境整備に必要な手法、手続等に関する知見、ノウハウ等、十分な専門性を有しているか。

②提案内容・業務の進め方

- ・本業務の趣旨について十分理解し、業務目的に沿った提案がなされているか。
- ・提案内容が調査・研究の結果や、類似事例における実績等に基づいており、効果的な実施方法となっているか。
- ・本業務の実施に必要なヒアリング・調査等の実施にあたり、担当職員（本庁舎に所在する各部局等の担当者）の負担軽減を考慮した業務の進め方となっているか。

③実施体制及び実施スケジュール

- ・本業務を遂行するために必要な人員が確保され、適切な役割分担ができているか。
- ・実施体制、スケジュール等が妥当であり、適切かつ円滑な運営が可能であるか。

④類似業務の受託実績

- ・本業務と類似業務（同種・同規模）について十分な実績を有しているか。

⑤積算内容の適正性

- ・積算書は提案項目ごとに積算されており、算出方法は明確かつ適正であるか。

⑥その他独自提案

本業務による成果を一層高めるため、適切な独自提案があるか。

【特記事項】

提案者*が、「沖縄県所得向上応援企業認証制度」認証企業である場合、又は国の「パートナーシップ構築宣言」宣言企業である場合は、委員会の評価結果に「5点」の加点措置を行う。

*共同企業体の場合、代表者、構成員いずれでも可

10 その他留意事項

- (1) 書類提出にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 書類作成及びプレゼンテーションの出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を納付する必要がある。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

＜沖縄県財務規則＞

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- (5) 受注者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価・決定するため、具体的な内容と進め方は、発注者と受注者間で協議のうえ実施することとする。よって、企画提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (6) 受注者は、業務を完了したときは完了報告書等を提出し、発注者の業務の検査を受けるものとし、発注者の検査に合格したときは委託料の請求をすることができる。
- (7) 契約手続に関する費用は、受注者の負担とする。
- (8) 契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合は、変動後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行う場合がある。
- (9) その他、公募に係る詳細は、企画提案仕様書による。

【問合せ先】

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁5階

沖縄県総務部 管財課 本庁舎改修推進室（担当：平賀、荻堂）

電話番号：098-866-2106

E-mail：[aa008001\[@\]pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa008001[@]pref.okinawa.lg.jp)